

保護者の皆様へ

西東京市教育委員会

学校生活における児童・生徒等のマスクの着用について

日頃より本市教育委員会の施策・事業及び学校の教育活動について、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、学校生活における児童生徒等のマスクの着用につきまして、国や都の考え方に基づき、各学校において、以下のことに十分留意しつつ、児童・生徒一人一人の心のケアと安全・安心を第一として対応を進めてまいります。

保護者の皆様におかれましても、本対応へのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 学校生活においてマスクの着用が不要な場面について

(1) 基本的な考え方

- ① 今般の基本的対処方針の変更後においても、引き続き、3密の回避、手洗いの励行等基本的な感染対策を徹底してまいります。
- ② 教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用しつつ、マスクの着用が必要ない場面として、
 - 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクを外します。
 - 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外します。
 - 体育の授業においては、マスクを外します。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用します。

(2) マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意すべき事項

- ① 熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童・生徒等に対しても適切な配慮を行ってまいります。
- ② 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクを外します。その際、学校の感染状況等を踏まえつつ、児童・生徒の間隔を十分に確保します。また、屋内で体育の授業を実施する場合には、呼吸が激しくなるような運動を行うことは避けるとともに、換気を行います。
- ③ 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、実施に当たっては、本市立中学校長会の定めや各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応します。
- ④ 以下の場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底します。
 - 部活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時の場面
 - 部活動前後での集団での飲食や移動時の場面
 - 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時の場面 等

裏面に続きます

- 感染対策を顧問の教師や部活動指導員等に委ねることなく、学校管理職が顧問教員等から事前に活動計画書等を提出させ、内容を確認した上で実施の可否を学校管理職が判断します。
- ⑤ 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時はマスクを外します。特に、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の児童は、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に指導を行います。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導します。
- ⑥ 校外学習など、公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策を事前に指導します。

2 児童・生徒に寄り添った指導・支援の充実について

これまでもあらゆる教育活動の実施にあたっては、各学校の校長のリーダーシップの下、「西東京市子ども条例」や「西東京あったか先生」に基づいて、児童・生徒の心に寄り添った指導や支援を柱として進めてきました。マスクの対応についても、改めて理解し、取組の徹底を図るため、各校において教職員研修を実施します。

3 学校の児童・生徒への周知について

各校では、今週中に時間を設定し、別添資料の内容について児童・生徒に一斉に指導・周知を行います。

【別添資料】

- 新型コロナウイルス感染症対策 子どものマスクの着用について（A4判）
（厚生労働省 文部科学省）

〔担当〕

西東京市教育委員会教育部

学校保健に関すること 464-1311（学 務 課）

学校教育・指導に関すること 464-1311（教育指導課）